

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第百号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十五号鳥取縣消費地域
生鮮水産物配給規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「第二十二條」とあるを「第二十八條」に改め
る。

第二條に左の一項を加える。

6 昭和二十二年七月農林省令第六二号加工水産物配給規
則第十條第一項の公認荷受機関は第一項の規定にかゝ
わらず消費地域において、省令第二條第二項第三号の
生鮮水産物であつて知事の指定したものを業として買
い受け又は委託を受けて卸売することができる。

本報ノ大キヤハ國定規格A5判

昭和二十四年十月二十八日 金曜日
第二千五百十八号

この場合は同規則同條同項の公認荷受機関はこれを第
一項の指定荷受機関とみなす。

第三條を次のように改める。

第三條 消費地域において生鮮水産物（省令第二條に
掲げるもの、外海産性の魚類で生鮮なもの、藏した
もの、うでたもの又は冷凍したものを含む）を家庭
消費者に対し直接販売することを業とするものは地
方事務所長（鳥取市賀露町においては知事以下同じ）
により許可を受けたもの（以下單に「公認小売業者」
という）でなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとするものは別紙様式第一の
生鮮水産物公認小売業者許可申請書を關係市町村長
を経由して地方事務所長に提出しなければならぬ。
3 公認小売業者であつてこの規則第五條第二項の割当
配給品を家庭消費者に対して直接販売することを業

00320

とするものは地方事務所長により登録を受けたもの
(以下単に「登録小売業者」という)でなければなら
ない。

4 前項の登録を受けようとするものは別紙様式第二の
生鮮水産物小売業者登録申請書を関係市町村長を経
由して地方事務所長に前月二十日までに提出しなけ
ればならない。

5 市町村長は公認小売業者許可申請書又は小売業者登
録申請書を受理したときは市町村内における信用能
力配給に必要な器具の有無等調査し適当と認める
ものにつき副甲書を添付して地方事務所長に進達す
るものとする。

6 地方事務所長は許可又は登録に関し登録小売業者、
公認小売業者並びに市町村長に対し必要な事項を
指示することができる。

7 地方事務所長は第一項又は第三項の許可又は登録を
したときは許可票又は登録票を交付するものとする。

8 地方事務所長は必要に応じ登録小売業者の登録を更

新することができる。

第四條中「小売業者」とあるを「公認小売業者及び登録
小売業者」と改める。

第五條から第八條までを次のように改める。

第五條 指定荷受機関に生鮮水産物が入荷したときは
すみやかにその品種別出荷地別及び出荷者別数量を
地方事務所長に報告し且つその品種数量その他につ
きその確認を受けなければならない。

2 地方事務所長は前項の確認を受けた生鮮水産物をそ
の品種鮮度及び品質を基準として割当配給品及び一
般配給品に区分し且つその用途に応じて家庭消費者
向大口消費者向食品加工向その他に区分して分荷計
画を定めなければならない。

第六條 生鮮水産物を消費地域に搬入する者は消費地
域で生産する者はその搬入し、又は生産した生鮮水
産物を指定荷受機関の営業所に搬入し、これを当該
指定荷受機関に販売し又は販売の委託をしなければ
ならない。但し左に掲げる場合はこの限りでない。

00321

一 二貫以内(省令第二條第二項に掲げる生鮮水産
物にあつては一貫以内)で自家消費にあてると
き。

二 当該消費地域を中継地として輸送するとき。

三 その他知事の承認を受けたとき。

第一項の場合において乙級陸揚地においては公認出
荷機関に之を販売し又は販売の委託をしなければな
らない。但しこの場合においては省令第八條の規定
を適用する。

第七條 登録小売業者がその担当する市町村内に生鮮
水産物の割当配給品を搬入したときは当該市町村長
の指示に基づきこれを販売しなければならない。

2 市町村長は必要があると認めるときは登録小売業者
に対し生鮮水産物の買受け又は配給に関し必要な事
項を指示することができる。

第八條 地方事務所長は所轄地区内における町村長指
定荷受機関登録小売業者に対し生鮮水産物の荷受配
給に関し必要な事項を指示することができる。

第八條の次に左の二條を加える。

第九條 知事は生鮮水産物の需給調整上必要があると
認めるときは地方事務所長、市町村長公認出荷機関、
生産者団体公認荷受機関指定荷受機関登録小売業者
に対し荷受配給に関する必要な事項を指示すること
ができる。

第十條 省令第十一條第四項第十二條第十九條第一項
及び第二十條の規定は指定荷受機関につきこれを準
用する。この場合第十九條第一項及び第二十條にお
いて都道府縣知事とあるは地方事務所長と読みかえ
るものとする。

2 省令第二十一條の規定は指定荷受機関並びに登録小
売業者につきこれを準用する。この場合において都
道府縣知事とあるは地方事務所長と読みかえるもの
とする。

3 省令第十三條第六項第二十條第二十二條第二十五條
の規定は登録小売業者及び公認小売業者につきこれ
を準用する。

4 省令第十九條の規定は小売業者、大口消費者、加工業者その他のものにつきこれを準用する。この場合都道府縣知事とあるは地方事務所長と読みかえるものとする。

5 省令第三十五條第三十七條第三十八條の規定は指定荷受機關登録小売業者公認小売業者につきこれを準用する。この場合都道府縣知事とあるは地方事務所長と読みかえるものとする。

6 省令第三十六條の規定は公認出荷機關指定荷受機關登録小売業者公認小売業者につきこれを準用することの場合都道府縣知事とあるは地方事務所長と読みかえるものとする。

第九條を第十一條とし以下順次繰下げる。

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十四年十月十五日から適用する。

別表一

消費地域	一荷受機關の最低責任数量 (一月六月) (七月十二月)
岩美 東部地区 蒲生村、岩井町、小田村、本庄村	三、二〇〇 貫 二、二〇〇 貫
同 西部地区 倉田村、米屋村、津井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村	七、〇〇〇 五、三〇〇
八頭地区 八頭郡一円	二五、五〇〇 一八、九〇〇
氣高 東部地区 神戶村、大和村、美穂村、明治村、東郷村、大正村、豊郷村、松保村、千代水村、吉岡村、湖山村、大郷村、末恒村	九、一〇〇 七、〇〇〇
同 西部地区 瑞穂村、鹿野町、日置村、日置谷村、中郷村、勝部村、逢坂村、小鷲河村、勝谷村、寶木村、水尻(船機を除く)、茨村、青谷町(夏泊及び長和瀬を除く)	三、二〇〇 二、二〇〇

00323

00322

東部地区
伯
西郷村、上井町、舍人村、三朝村、小鹿村、旭村、田村、小鴨村、上竹、小鴨村、矢送村、山守村、北谷村、北高城村、北谷村、北津村、東郷松崎村、三徳村、南谷村、榮村、下郷村、上郷村、古布庄村、以西山村、成美村、上中山村、安田村、八橋町、大字、徳万、浦安町(逢東を除く)

二〇、三〇〇 一五、四〇〇
五、七〇〇 四、三〇〇

同
西部地区
宇田川村、大山村、名和村、成美村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東郷村、上長田村、賀野村、手向村、徳村、五千石村、幡郷村、大縣村、春村、日村、大坂村、光徳村、逢坂村、内村、日所、吉子、津村、大庄、和村、高麗村、外彦、名村、渡津村、大幡村、江町、渡津村、大幡村

一四、三〇〇 一〇、四〇〇

西伯地区
幡郷村、大縣村、春村、日村、大坂村、光徳村、逢坂村、内村、日所、吉子、津村、大庄、和村、高麗村、外彦、名村、渡津村、大幡村、江町、渡津村、大幡村

二四、七〇〇 一六、三〇〇

日野地区
日野郡一円

一四、三〇〇 一〇、四〇〇

別紙第一

生鮮水産物公認小売業者許可申請書

一、申請者の住所氏名(團體にあつては団体名及び代表者の氏名を記載し定款その他これに準ずる書類添附のこと)

二、店舗の所在地及店舗の面積

三、従業員数(店主及び家族従事者を含む)

四、検査器具の有無

五、経済統制違反により処罰された事実の有無

六、経験年数

七、その他参考となる事項

年 月 日

申請者の氏名(團體にあつては代表者の氏名) 印

知 地方事務所長 殿

註 その他参考となる事項の欄には運送設備等記入すること。

別紙二

生鮮水産物登録小売業者登録申請書

一、申請者の住所氏名(団体にあつては団体各及び代表者の氏名を記載し定款その他これに準ずる書類添附のこと。)

二、店舗の所在地及店舗の面積

三、従事員数(店主及び家族従事者を含む)

四、検査器具の有無

五、経済統制違反により処罰された事實の有無

六、経験年数

七、その他参考となる事項

申請者の氏名(団体にあつては代表者の氏名) 印
 年 月 日

知事 殿
 地方事務所長 殿

註 其他参考となる事項欄には運送設備等を記入のこと。

別紙三

生鮮水産物買受届書

公認小売業者及登録小売業者の住所氏名並びに小

許可及事業を行う登録番号	地	域	住	所	氏	名	印
--------------	---	---	---	---	---	---	---

二、買受場所

三、その他参考となる事項

右は鳥取縣生鮮水産物供給規則第四條の規定に基づき届けします。

昭和 年 月 日

申請者 氏 名 印

地方事務所長殿

告 示

鳥取縣告示第五百九十三号

臨時建築制限規則の許可を要する建築物に対する指定生産資材の割当を受けようとする者は臨時建築制限規則第十一條の規定にかゝらず当該割当期の二箇月前までに左記様式による建築用指定生産資材需要見込表一部を知

事に提出することを要する。

前記見込表を提出しないものに対しては臨時建築制限規則により資材割当を申請しても割当できぬことがある。

昭和二十四年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築用指定生産資材需要見込表

需要者の住所氏名 割当期

事業の種類 工場については業種名 主務官庁

築造床面積 構造

資 材	規 格	單 位	請 求 高	備 考
種 類				

鳥取縣告示第五百九十四号

臨時種畜検査が次のように施行されるから種畜証明書交付申請書を提出しているものは最寄の検査場で検査を受

けられた。

昭和二十四年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

臨時種畜検査日割

検査場所	検査日時	受驗家畜の区別	出場区域
東伯郡倉吉町	十一月十七日午前九時	牛	東伯郡一円
同 浦安町	同 十八日同	同	同
鳥取縣種畜場	同 十九日午後二時	同	鳥取縣種畜場
鳥取市吉方町	同 二十一日午前九時	同	岩美郡一円
氣高郡大正村	同 午後一時	同	氣高郡一円
同 浜村町	同 二十二日午前九時	同	同
八頭郡船岡村	同 二十五日同	同	八頭郡一円
日野郡日野上村	十二月一日午前十一時	同	日野郡一円
同 根雨町	同 二日同九時	同	同
西伯郡余子村	同 五日同十時	同	同
米子市勝田町	同 六日同九時	同	西伯郡一円

鳥取縣告示第五百九十五号

本庁、岩美、八頭、西伯、日野地方事務所管内において縣稅吏員章、縣稅檢査章及び縣稅滯納者財産差押証票を次のように返納及び交付した。

昭和二十四年十月二十八日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

区分	番号	交付返納年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	一三一	十四日交付	西伯同	同	生田 比
同	一三二	同	同	同	鹿島宗二郎
同	一三三	同	同	同	青砥 進
同	一三四	同	同	同	吉村誠之助
同	一三五	同	岩美同	同	奥田端津雄
同	一三六	同	日野同	同	梅林 定夫
同	一三〇	一日返納	同	同	宮本 照美
同	一三三	同	八頭同	同	奥田端津雄
同	四〇	同	西伯同	同	足穂 靜
同	四一	同	同	同	前田 榮重
同	二五	八日返納	本庁	同	増井 庄市
同	二二	一日同	日野地方事務所	同	宮本 照美
同	四二	昭和二十四年十月十四日交付	日野地方事務所	鳥取縣事務吏員	梅林 定夫

縣稅滯納者 財産差押証票	番号	交付返納年月日	所屬庁名	職名	氏名
同	一〇一	八日返納	本庁	同	増井 庄市
同	六四	同	同	同	松永 元
同	一一一	同	同	同	千代西尾信二
同	八五	同	西伯同	同	藤田 堯通
同	五七	同	同	同	岸本 清
同	三八	同	八頭同	同	奥田端津雄
同	三二	一日返納	同	同	宮本 照美
同	一三七	同	日野同	同	梅林 定夫
同	一三六	同	岩美同	同	奥田端津雄
同	一三五	同	同	同	吉村誠之助
同	一三四	同	同	同	青砥 進
同	一三三	同	同	同	鹿島宗二郎
同	一三二	十四日交付	西伯地方事務所	同	生田 比
同	一〇一	八日返納	本庁	同	増井 庄市
同	六四	同	同	同	松永 元
同	一一一	同	同	同	千代西尾信二
同	八五	同	西伯同	同	藤田 堯通
同	五七	同	同	同	岸本 清
同	三八	同	八頭同	同	奥田端津雄
同	三二	一日返納	同	同	宮本 照美
同	一三七	同	日野同	同	梅林 定夫
同	一三六	同	岩美同	同	奥田端津雄
同	一三五	同	同	同	吉村誠之助
同	一三四	同	同	同	青砥 進
同	一三三	同	同	同	鹿島宗二郎
同	一三二	十四日交付	西伯地方事務所	同	生田 比
同	一〇一	八日返納	本庁	同	増井 庄市
同	六四	同	同	同	松永 元
同	一一一	同	同	同	千代西尾信二
同	八五	同	西伯同	同	藤田 堯通
同	五七	同	同	同	岸本 清
同	三八	同	八頭同	同	奥田端津雄
同	三二	一日返納	同	同	宮本 照美
同	一三七	同	日野同	同	梅林 定夫
同	一三六	同	岩美同	同	奥田端津雄
同	一三五	同	同	同	吉村誠之助
同	一三四	同	同	同	青砥 進
同	一三三	同	同	同	鹿島宗二郎
同	一三二	十四日交付	西伯地方事務所	同	生田 比
同	一〇一	八日返納	本庁	同	増井 庄市

検税吏員証	四三	同	二十日交付
同	四四	同	
同	四五	同	
同	四六	同	
同	四七	同	

岩美地方事務所	同	田村 熊藏
同	同	高田 豊
同	同	井戸垣隆治
同	同	七里 謙二
同	同	奥田端津雄

◇鳥取縣告示第五百九十六号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第十八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、国民健康保険を行う村
- 二、條例制定の認可年月日

氣高郡吉岡村 昭和二十四年十月二十四日

◇鳥取縣告示第五百九十七号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則の規定により生鮮水産物配給規則に基く乙級陸揚地及指定消費地指定その他の件を次のように定め公布の日

から施行し昭和二十四年十月十五日から適用し昭和二十四年六月鳥取縣告示第二百九十号(生鮮水産物配給規則に基く乙級陸揚地及び指定消費地その他の件)は廢止する。

昭和二十四年十月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、生鮮水産物配給規則(以下省令という。)
- 二、省令第四條第三項の規定により公認出荷機關登録申請書の様式は別紙一による。
- 三、省令第五條の規定により乙級陸揚地の公認出荷機關責任數量を別表一の通り指定する。
- 四、省令第四條第三項の規定により公認出荷機關登録申請書の様式は別紙六による。
- 五、省令第十三條第二項の規定による公認小売業者の販売に必要な設備要件を次の通り定める。
- 六、固定した店舗を有するもの
- 七、檢量器その他必要な器具を有するもの
- 八、衛生設備を具備するもの
- 九、省令第十三條第四項の規定による一定区域とは各指定消費地の各市町の区域と定め同條同項の一定数とは五〇世帯(準世帯は五人をもつて一世帯とみなす)と定める。但し知事が必要と認めた場合は別に定める。
- 十、省令第十四條第一項の規定による公認小売業者許申請書の様式は別紙七による。
- 十一、省令第十四條第二項の規定による小売業者登録申請書の様式は別紙八による。
- 十二、省令第十六條第一項の規定による縣指定消費地域における指定市場を次のように指定する。

の提出する報告の様式は別紙二による。

四、省令第六條の規定による乙級陸揚地の公認出荷機關の出荷割当証明書の様式は別紙三とする。

五、省令第九條第二項の搬出証明書の様式は別紙四とする。

六、省令第十條第二項並びに第十一條第四項の規定により縣指定消費地域及び当該地域における一公認荷受機關当りの集荷の最低責任數量を別表二の通り指定する。

七、省令第十一條第三項の規定による公認荷受機關登録申請書の様式は別紙五による。

八、省令第十一條第六項並びに第十三條第六項の規定により省令第二條第二項第二号の生鮮水産物中加工水産物公認荷受機關加工水産物登録小売業者又は加工水産物公認小売業者が取り扱い得る品目を次のように指定する。

- 品名 塩乾あじ 塩乾さば 塩乾かれい 塩乾さんま
- 塩藏あじ 塩藏さば 塩藏かれい 塩藏さんま
- 素乾かれい

- 九、省令第十二條の規定による公認荷受機關の提出する報告の様式は別紙六による。
- 十、省令第十三條第二項の規定による公認小売業者の販売に必要な設備要件を次の通り定める。
- 一、固定した店舗を有するもの
- 二、檢量器その他必要な器具を有するもの
- 三、衛生設備を具備するもの
- 四、省令第十三條第四項の規定による一定区域とは各指定消費地の各市町の区域と定め同條同項の一定数とは五〇世帯(準世帯は五人をもつて一世帯とみなす)と定める。但し知事が必要と認めた場合は別に定める。
- 五、省令第十四條第一項の規定による公認小売業者許申請書の様式は別紙七による。
- 六、省令第十四條第二項の規定による小売業者登録申請書の様式は別紙八による。
- 七、省令第十六條第一項の規定による縣指定消費地域における指定市場を次のように指定する。

縣指定消費地域 指 定 市 場

鳥取市 鳥取市魚町尻二〇
(賀露町を除く) 鳥取縣漁業協同組合連合会鳥取荷受所

米子市 米子市灘町一丁目三六

鳥取縣漁業協同組合連合会米子荷受所

倉吉町 東伯郡倉吉町大字荒神町三五七ノ四

倉吉公營市場

十五、省令第十九條の規定による分荷指図書及び購入割
当証明書の様式は別紙九及び十とする。

十六、省令第二十一條第四項の規定による引取拒否品を
公認荷受機関が販売する方法は、省令第二十二條第二
項但書の規定による登録小売業者の販売方法を準用す
る。

十七、省令第二十二條第二項但書の規定による一定の時
間とは十六時と定める。但し八に定める品目の場合
にあつては購入割当証明書、有効期限後五日間とする。
十八、省令第二十三條の規定による地域及び時期を次の
ように指定し、割当配給品の販売に関する台帳の様式

は別紙十一とする。

地 域 縣指定消費地
時 期 周 年

十九、省令第二十四條の規定による一般配給品の売買方
法に關しては別に定めるところによる。

二十、省令第三十六條の規定による支拂期日を次の通り
定める。

一、公認出荷機関が生産者に支拂うべき期日は十五日
以内に全額を支拂うものとする。

二、公認荷受機関が公認出荷機関に支拂うべき期日は
七日以内に全額を支拂うものとする。

三、公認小売業者及び登録小売業者が公認荷受機関に
支拂うべき期間は五日以内に全額を支拂うものとす
る。

二十一、この告示施行の際現に生鮮水産物公認出荷機関
及び公認荷受機関であるものは従前の通りその地域に
つき業務を行うことができる。

乙級指定陸揚地

一出荷機関当りの出荷の最低
責任数量(自一月至十二月)

東 村	三二、〇〇〇貫
浦 富 町	二八、〇〇〇
田 後 村	七二、〇〇〇
網 代 村	九〇、〇〇〇
大 岩 村	五四、〇〇〇
福 部 村	一一、〇〇〇
鳥 取 市(賀露町のみ)	七二、〇〇〇
寶 木 村(水尻のみ)	一一、〇〇〇
酒 津 村	二二、〇〇〇
浜 村 町(船磯のみ)	一九、〇〇〇
青 谷 町(夏泊、長和瀬のみ)	一五、〇〇〇
泊 村	三〇、〇〇〇
宇 野 村	三、〇〇〇
橋 津 村	一、〇〇〇
長 瀬 村	一、〇〇〇
中 北 條 村	三、〇〇〇

下北條村

大 誠 村	一、〇〇〇
由 良 町	三、〇〇〇
八 橋 町	三、〇〇〇
浦 安 町	二、〇〇〇
赤 碕 町	四、〇〇〇
下 中 山 村	二、〇〇〇
御 來 屋 町	四、〇〇〇
淀 江 町	一四、〇〇〇
米 子 市	一一、〇〇〇
富 益 村	六、〇〇〇
夜 見 村	三、〇〇〇
和 田 村	五、〇〇〇
大 篠 津 村	二、〇〇〇
中 浜 村	二、〇〇〇
上 道 村	四、〇〇〇
余 子 村	二、〇〇〇
境 町	一五、〇〇〇

00332

別表二

縣指定消費地域

一 荷受機關の最低責任数量
上 半年 期 (二月～六月)
下 半年 期 (七月～十二月)

鳥取市(賀露町を除く) 二五、〇〇〇 貫
米子市 二四、〇〇〇 貫
倉吉町 八、〇〇〇 貫
七、〇〇〇 貫

別紙一

生鮮水産物公認出荷機關登録申請書

申請者の住所氏名(團體にあつては主たる事務所の所在地、團體名及び代表者の氏名、なほ定款その他これに準ずる書類を添附すること)

出荷業務を営もうとする陸揚地名

集荷場及び事務所の所在地(図面を添附すること)

四半期毎の漁業種別集荷計画量(一箇年分)及び回計

面に關する詳細且つ具体的な説明

其他參考となる事項

年 月 日

申請者(團體にあつては代表者)の氏名

鳥取縣知事 殿

出荷機關の收支予算書、登記簿抄本、組合員數、役員の名簿等別紙として添附のこと。

別紙二

水産物集出荷実績 計画報告書

陸揚地

明 問 責任者名

1 集荷 計画 実績

A 漁 業 漁 業 漁 業

漁業種類	主要魚種名	主要漁場	操業網統數	隻數	漁船		月平均航回數	月總燃油使用量	漁獲總量	漁獲高							
					一隻平均馬力數	噸數											
單位	%	統數	隻數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數
計																	

00333

般入	出陸揚地	主要漁場	主要魚種名	搬入數	量	前年	
						前入	入續
總計							

B 水産物処理状況

品名	漁獲物	搬入	物前月より	總供給量	備考
鮮魚					
凍魚					
加工品					
産物小計					
罐詰					
飼料					
合計					
其他					
總計					

2 出荷先別出荷実績

A 生鮮水産物

出荷先	鮮魚	冷産物	凍代用品	計	輸送方法	備考
總計						

00334

別紙三

発水第 号
年 月 日
知 事 名

公認出荷機関宛
第 半期 月分出荷割当証明書

出 荷 先	割当数量	条件其他指示事項	備 考
縣内 縣外	貫		
計			

別紙四

搬出証明書

第 号
一、品 名
二、数 量
三、発行年月日
搬出先

五、持出者住所氏名
右は生鮮水産物配給規則第九條第二項の規定による搬出であることを証明する。

鳥 取 縣 知 事 印

責任者印

註 この証明書の有効期間は発行日限りとする。
別紙五

生鮮水産物公認荷受機関登録申請書

- 一、申請者の住所及び氏名(團體にあつては主たる事務所の所在地、団体名及び代表者の氏名、定款その他これに準ずる書類を添附すること)
- 二、配給業務を管もうとする地域
- 三、資本金(拂込金額を明記すること)
- 四、四半期毎の陸揚地別集荷計画
- 五、その他参考となる事項

住 所

申請者(團體にあつては代表者名)印

鳥取縣知事 殿

00335

別紙六

註 本申請書は生鮮水産物配給月報、報告責任者氏名(印)を添付し、かつ、生鮮水産物配給月報、報告責任者氏名(印)を添付し、提出するものとする。

(1) 指定消費地生鮮水産物荷受配給月報
公認荷受機関名 報告責任者氏名(印)
月分 昭和 年 月 日提出
指定消費地名 配給対象人口 人

本月の割当量	入荷量	割当に対する実績比	%	
今月における総配給量	総 量	許可業者向	大口向	其の他
一人一日の配給数量	配給割当	配給実績	割当に対する実績比	備 考

其の他の内訳

区 分	数 量	区 分	数 量	区 分	数 量
加工向	自由販売向			非食用	
特配向、結婚用、病人用、其の他特配用	統制品外				

(2) 消費地生鮮水産物荷受配給月報
指定荷受機関名 報告責任者氏名(印)
月分 昭和 年 月 日提出
消費地名 当荷受機関の配給対象人口 人

本月の割当量	入荷量	割当に対する実績比	%	
今月における総配給量	総 量	許可業者向	大口向	その他
一人一日の配給数量	配給割当	配給実績	割当に対する実績比	備 考

配給先の内訳

区 分	数 量	区 分	数 量	区 分	数 量
加工向	自由販売向			非食用	
特配向	統制品外				
町					

(3) 集荷先内訳

00336

出荷機関名	本月計画	本月荷分量	計画に對する実績比	備考
縣内				
縣外				

(4) 昭和 年 月 日
鮮魚介入荷配給狀況(月報)
名称 印

月別	昭和 年度		昭和 年度	
	金額	貫數	金額	貫數
金	円	貫	円	貫
金額	貫	配給先	備考	

(5) 出 荷 旬 報				
陸揚地名 出荷機関名				
受荷機関名	出荷計画	出荷実績	月累計	備考
出荷先				
合計				

註 備考欄には集出荷上の特殊事情を記入のこと。
出荷実績が特に良好又は不良の場合には其の理由を詳細に記入すること。

(6) 出 荷 実 績 月 報
陸揚地名
出荷機関名
1 集荷成績

00337

漁業種類別	集荷計画	集荷実績	計画に對する実績比	備考
合計				

2 出荷成績

出荷先	受荷機関名	出荷計画	出荷実績	計画に對する実績比	備考
合計					

3 主要漁種別出荷数量

種 別	集荷数量	出荷数量	備 考

註 1、備考欄には集出荷上の特殊事情を記入すること

と。
集荷又は出荷の成績が特に良好又は不良の場合はその理由を詳細に記入すること。
2、主要漁種は当月に於て数量の多いもの一種以上をあげ他は其の他として一括すること。
別紙ヤ

生鮮水産物小売業者許可申請書

- 申請者の住所及び氏名(團體にあつては団体名及び代表者の氏名を記載し、定款その他これに準ずる書類添附のこと)
 - 店舗の所在地及店舗の面積
 - 従業員数(店主及び家族従事者を含む)
 - 検査器具の有無
 - 経済統制違反により処罰された事実の有無
 - 経験年数
 - その他参考となる事項
- 申請者の氏名(團體にあつては代表者の氏名)
年 月 日

請書は別紙様式第四号による。

六、省令第十二條の規定による報告の様式は別紙様式第五号による。

七、省令第十二條第二項の規定による公認小売業者の販売に必要な設備要件を次の通り定める。

- (一) 個定した店舗を有するもの
- (二) 検査器その他必要な器具を有するもの
- (三) 衛生設備を具備するもの

八、省令第十二條第四項の規定による一定区域とは各市町村の区域と定め、同條同項の一定数とは五〇世帯

(準世帯は五人をもつて一世帯と見做す)と定める。但し区域的に知事が登録小売業者の必要を認めたる場合は別に定める。

九、省令第十三條第一項の規定による公認小売業者許可申請書の様式は別紙様式第六号による。

十、省令第十三條第二項の規定によりあらたに登録小売業者の登録を受けようとする者の申請書提出期日は前月二十日迄とし、小売業者登録申請書の様式は別紙様式第七号による。

式第七号による。

十一、省令第十三條第四項の規定による加工水産物小売業者許可票及び加工水産物小売業者登録票は別紙様式第八号及び第九号の通り定める。

十二、省令第十五條の規定による加工水産物を搬入する場所は公認荷受機関の営業所と定める。

十三、省令第十八條の規定による分荷指示書及び購入割当証明書は別紙様式第十号及び第十一号の通り定める。

十四、省令第二十條第四項の規定による引取拒否品を公認荷受機関が販売する方法は、省令第二十一條第二項但書の規定による登録小売業者の販売方法を準用する。

十五、省令第二十一條第二項但書の規定による一定期とは購入割当証明書有効期間終了後五日間とする。

十六、省令第二十二條の規定による地域及び時期は左の通りとし台帳の様式は別紙第十二号の通り定める。

- (一) 地 域 指定消費地域
- (二) 時 期 周 年

十七、省令第二十三條の規定による一般配給品の販売方

法に關しては別に定めるところによる。

十八、省令第三十二條の規定による支拂期日は次の通り定める。

- (一) 生産者と公認集荷機関の支拂期日は二十日間
- (二) 公認集荷機関と公認荷受機関の支拂期日は十五日間
- (三) 公認荷受機関と登録小売業者及び公認小売業者並びに家庭消費者以外の消費者相互の支拂期日は十日間とする。

十九、前項にかかわらず昭和二十三年二月十日鳥取縣告示第五十二号に基いて登録した公認集荷機関及び公認荷受機関はこの告示に基いて登録したものと見做す。

別紙様式第一号

加工水産物公認集荷機関登録申請書

- 一、申請者の住所氏名(法人の団体にあつては団体名、代表者、責任者の氏名を記載し定款其の他これに準ずる書類を添附するものとする)
- 二、取扱品目
- 三、営業所の所在地

別紙様式第二号

加工水産物集荷計画報告

- 四、集荷出荷業務を営む場所(營業者)及び設備
 - 五、資本金及従業員
 - 六、各四半期の品種別集荷計画数量(一ヶ年)
 - 七、其の他参考となる事項
- 昭和 年 月 日
- 申請者の氏名(又は団体名代表者名) 殿
- 鳥取縣知事 殿
- 「註」本申請書に事業計画書、收支予算書、登記簿の抄本、会社及び団体にあつては定款、株主名簿及び役員名簿等添附のこと。

品種名	集荷計画数量	集荷実績数量	集荷計画に對する実績の比率%	集荷地域名	集荷前月末日在庫数量	備考
	實	實	%			

00342

- 計
- 註 1、集荷計画は前々月初めに提出する。
2、集荷実績は翌月十日迄に提出する。
- 別紙様式第三号

加工水産物出荷実績報告書

第 四半期 月分

提出期日 昭和 年 月 日

品名	出荷先 出地名	出荷先 出地名	出荷数量	出荷数量	計画に 対する 比率	在庫 本 月 数	備考

- 註 1、出荷計画は前々月1日迄に提出する。
2、出荷実績は翌月10日迄に提出する。

別紙様式第四号

加工水産物公認荷受機登録申請書

- 一、申請者の住所氏名(法人の団体にあつては団体名代表者名の氏名を記載し定款その他これに準ずる書類を添附すること)
- 二、取扱品目
- 三、事業場の所在地
- 四、集荷業務を営む場所(営業所)及び設備
- 五、四半期毎の品目別生産地域別集荷計画数量
- 六、其他参考となる事項

年 月 日

申請者の氏名(団体にあつては団体名代表者名)
鳥取縣知事 殿

註 本申請書に事業計画書、收支予算書、登記簿の抄本、会社及び団体にあつては定款、株主名簿、役員名簿等添附のこと。

別紙様式第五号

第 号 昭和 年 月 日
鳥取縣知事 殿 荷受機頭名 殿

00343

月分加工水産物品目別荷受先別荷受実績報告書

品目	荷受先	荷受数量	備	考

註 1、荷受先が縣内である場合は出荷先又は出荷組合名を記入し縣外の場合は縣名

別紙様式第六号

加工水産物公認小売業者許可申請書

- 一、申請者の住所氏名(団体にあつては団体名及び代表者の氏名を記載し定款その他これに準ずる書類を添附のこと)

二、小売業務を行う地域及び店舗の面積

三、従業員数

四、検量器の種類及数量

五、搬送設備の種類及数量

六、経済統制違反により処罰された事実の有無

七、其他参考となる事項

年 月 日

申請者 氏 名 殿

鳥取縣知事 殿

註 身分証明書添附のこと。

別紙様式第七号

加工水産物登録小売業者登録申請書

加工水産物配給規則第十二條第三項の規定により別紙購入登録票を添えて登録小売業者の登録を申請します。

昭和 年 月 日

許可番号及申請者の住所 氏 名 殿

鳥取縣知事 殿

別紙様式第八号 (字色は黒色)

加工水産物小売業者許可票

許可番号 〇 第 号

取扱水産物 1、一般配給品
2、統制外の水産物

許可者氏名 又は団体名

00344

住所
事業場の位置
昭和 年 月 日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治
別紙様式第九号 (字色は赤色)

加工水産物小売業者登録票

登録番号 ○ 第 号

取扱水産物類
1、割当配給品
2、一般配給品
3、統制外の水産物

登録者氏名

住所

事業場の位置

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

別紙様式第十号

加工水産物分荷指示書

昭和 年 月 日
發行年月日
發行番 鳥 氏
發行責任者 取 名
發行機 國 印
荷受機 氏

加工水産物配給規則第十八條の規定に基づき下記の通り指示する。

入 荷 割 当 先 及 数 量
年月日 品目 数量

割当配給品	数量	備考
一般配給品		
大口上		
その他		

別紙様式第十一号

加工水産物購入割当証明書

昭和 年 月 日發行

責任者 印

割当番号 第 号
發行者 鳥 取 縣 國

00345

登録店舖 住所氏名	購入先 荷受機名	品目	数量	一人当りの 配給量	備考
登録人口数					

有効期間 昭和 年 月 日迄

別紙様式第十二号

割当配給品販売台帳

登録者氏名	世帯 人員数	品名	配給月日
	人		月 日
		円 貫	月 日
		銭 匁	月 日
計			